

中学生の保護者様

学校管理下でけが等をされた場合について

藤沢市教育委員会
学務保健課

藤沢市教育委員会では、学校の管理下での不慮の災害に備え、お子さまがけが等をされた場合の保護者負担軽減のため、全国的な共済制度である「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付（以下、災害共済制度という。）」に加入しています。

また、昭和49年10月に藤沢市が独自に制定した「藤沢市学校事故措置条例」による見舞金制度がございます。

この二つの制度は、藤沢市立小・中・特別支援学校在籍中において起こった事故により、医療を受けた場合にのみ適用されるものです。

1 「学校の管理下」とは次のような場合をいいます

- (1) 授業中及び学校行事に参加しているとき
- (2) 休憩時間その他校長の指示又は、承認に基づいて学校にいるとき
- (3) 通常の経路及び方法により通学しているとき
- (4) 学校の教育計画に基づく課外活動に参加しているとき（部活動、修学旅行等）

2 災害共済制度の掛金（以下、掛金という。）について

掛金については、市と保護者が負担することになっていますが、本市では保護者が負担する金額を公費で負担しています（年額1人935円）。

3 各種医療証の取り扱いについて

藤沢市では、保険診療の自己負担分を全額公費負担する「小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証・障がい者等医療証」を発行しています。これらとは別に、教育委員会ではより多くの補償が得られるよう災害共済制度に加入していますので、この制度を有効活用するため、学校管理下のけが等については、各種医療証は使用せず、災害共済制度を優先していただき、一時的に保険診療の自己負担をお願いします。

4 給付の対象とならない場合

- (1) 保険適応外の治療を受けた場合（特に柔道整復師にかかる場合は、事前に保険診療の対象となるかについてご確認ください）
- (2) 保険診療による総医療費（調剤等を含む）が500点未満の場合
- (3) 生活保護の医療扶助を受けた場合（ただし障害見舞金・死亡見舞金は申請可）
- (4) 交通事故等で加害者から賠償を受けた場合
- (5) 他の法令の規定による給付等を受けた場合
- (6) 風水害、震災、その他の非常災害による場合

裏面に続く

5 二つの制度に関する事務は、学校をとおして藤沢市教育委員会学務保健課（学事保健担当）が行っています。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

学校では、施設の安全管理に努めるとともに、安全教育及び指導の充実を図るよう努力していますが、ご家庭においてもお子さまの安全のためのご指導、ご協力をお願いします。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（概要）

1 医療費

健康保険法に基づく療養に要した費用の総医療費の10分の4の額（健康保険証を使用して治療した場合、自己負担分に1割を加算した額）。

◎支給対象期間は治療開始から10年以内。

◎療養月から2年以内に申請しない場合は時効となります。

◎給付金は、市教育委員会から保護者指定の金融機関口座に振り込みます。

2 障害見舞金

治療が終わった後に後遺障がいが残った場合、その程度により独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令で規定する第1級40,000,000円から第14級880,000円までが支給されます。（平成31年4月1日以降に治癒又は症状固定した場合。それ以前は「第1級37,700,000円から第14級820,000円まで支給）ただし登下校中はそれぞれ半額。

3 死亡見舞金

事故が原因で死亡した場合、30,000,000円が支給されます。（平成31年4月1日以降に死亡した場合。それ以前は28,000,000万円支給）。ただし登下校中・突然死は半額。

藤沢市学校事故措置条例（概要）

1 医療見舞金

医療機関が療養の必要があると認めたものに係る医療費の額(健康保険法、自動車損害賠償保障法又は法に基づく保険給付又は共済給付を受けられる場合においては、当該医療費の額が当該給付額を超える部分の額)が5,000円以上の場合に限る。ただし、1事故につき100,000円を限度とし歯の破損及び欠損並びに矯正については1歯につき50,000円以内の額とする。

支給期間は治療を受けた日から10年以内。

2 医療付加見舞金

一つの災害に対し通算して7日以上入院した場合が対象です。

◎支給額は、1日につき2,000円×入院日数。

◎支給期間は、事故発生日から180日以内。

3 障がい見舞金

治療が終わった後に後遺障がいが残った場合、その程度により条例で規定する第1級2,000,000円から第14級100,000円までを支給します。

4 死亡見舞金

事故が原因で180日以内に死亡した場合、2,000,000円を支給します。

※以上のうち1、2及び4の支給期間については、実情により条例で定める事故措置委員会の意見を聞き延長することができます。

以上

(問い合わせ先)

藤沢市教育委員会 学務保健課 学事保健担当
電話：0466-50-3558